

## 令和 8 年度 事業計画及び収支予算について

### 令和 8 年度 事業計画

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

我が国の経済は、米国の関税引き上げという逆風に見舞われながらも、内需を中心とした緩やかな回復傾向が続いていますが、食料品価格の上昇も続いており、米国の通商政策の動向や中東アジア地域をはじめとする海外情勢の緊迫化による不安定リスクを抱えています。

コロナ禍後のバス事業においては、運転者数の減少が顕在化したことに加え、令和 6 年 4 月からの働き方改革により拘束時間の縮減などが行われ、運転者不足が一層深刻さを増しました。そのため乗合バスでは便数削減や路線廃止に至るまでに影響が及び、貸切バスは繁忙期の旅行需要に応じきれない状況となっています。

事業ごとにみると、乗合バス事業においては一般路線、高速バスともに輸送人員はコロナ禍前までの水準に戻っておらず、依然として厳しい収支状況にあります。運賃改定により収支改善に努め、労働条件の改善による人材確保が求められます。

また、貸切バス事業については、令和 7 年秋に改定された公示運賃が実施されたこともあり、富山県内の貸切バス会員事業者全体の令和 7 年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 1 月）運送収入累計は対前年同期比 104.7%となっているものの、令和元年度（平成 31 年 4 月～令和 2 年 1 月）比では 90.2%とコロナ禍前の水準には未だ至ってはおりません。今後も引き続き公示運賃の実施等により、収支改善、人材確保に取り組む必要があります。

富山県バス協会は、会員事業者とともに業界一丸となって、令和 7 年度分申請から開始された新たな貸切バス安全性評価認定制度の利用者、旅行会社などへの周知、浸透を図りながら、輸送の安全確保を最重要課題としつつ、地域交通維持対策、運転者確保対策、環境対策、インバウンド振興、カスタマーハラスメント防止への対応等々多くの課題に取り組んでまいります。

さらには、バス業界の将来を見据えて、バスが地域公共交通機関の要として不変の使命を基本としつつ、夢のあるプライド産業に生まれ変わることを目指し、令和 6 年度に日本バス協会で策定した「バス再興 10 年ビジョン」の理念の具現化を図ってまいります。

令和 8 年度においては、次の各項目を重点として、会員はもとより日本バス協会と連携を図りながら取組みを進めてまいります。

## 1. 安全輸送対策の推進

- (1) 交通安全意識の高揚と事故防止の徹底を図ることを目的に、安全運転中央研修所及び旅客自動車ドライバー安全運転研修所（クレフィール湖東）へ会員事業者の運行管理者・運転者を派遣し、高度な技能・知識の習得を促進します。
- (2) 「運輸安全マネジメント制度」及び新たに策定された「バス事業における総合安全プラン2030」に基づき、過去の重大事故等における教訓を踏まえつつ、その円滑な取組みと確実な実施が図られるよう適切に対応します。
- (3) 「秋の全国交通安全運動」に併せて実施される「飲酒運転防止週間」を積極的に推進し、「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転防止意識の高揚を図ります。さらに、国交省により策定された「自動車運送事業者における心臓疾患・脳血管疾患対策ガイドライン」を事業者に周知し対策に努めます。
- (4) バスジャック、テロ対策等、危機管理対策に万全を期するため、「バスジャック統一対応マニュアル」及びテロ対策通達による対応の周知に努めます。
- (5) バス事故の3割を占める車内事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施し、利用者・乗務員に対する啓発活動を積極的に推進します。
- (6) 運転者適性診断の計画受診とカウンセリング受診及び、運行管理者一般・基礎講習及び整備管理者研修の受講を促進します。更に、運輸安全マネジメント研修の受講とその積極的な取組みを推進します。
- (7) 会員バス事業者の事故防止への取組みを推し進めることとし、教育研修専門機関による「安全教育研修会」や大規模災害を想定した防災研修を実施します。併せて、運転者教育訓練助成制度により会員事業者が独自に実施する研修に助成します。さらに、無事故意識の高揚を図るべく会員外事業者も対象とした研修会を適宜開催します。
- (8) 協会内に組織した乗合委員会・貸切委員会を適宜開催し、常に輸送の安全を第一として情報の共有と意見交換を図ります。
- (9) 貸切バス適正化事業負担金助成制度により貸切バス事業者に助成をします。
- (10) 会員事業者の優良運転者（無事故10年以上、以後5年刻み）及び優良従業員（10年以上勤続者）を選出し、協会長より表彰します。

## 2. 地域公共交通維持確保対策

次のとおり運輸事業振興助成交付金事業の推進を図ります。

- (1)交付金地方事業として、運輸事業振興助成交付金事業計画（別紙）に基づき「施設整備等に対する助成事業」「安全運行対策事業」「バス活性化対策事業」「人と環境にやさしいバス普及事業」等を適切かつ効率的に運用します。
- (2)当協会が直接実施する事業及び助成を受けて事業者が行う事業が、国の基本通達及び県の補助金交付要綱・規則に沿い、国・県の指導協力を得て、適切且つ効率的に実施するよう努めます。
- (3)日本バス協会中央事業「バス利用者施設等整備事業」、「バス利用促進広報及びイベント事業」、「運転者人材確保対策事業」等に係る情報を適時・適切に提供し、利用促進に努めます。

### 3. 貸切バスの振興

- (1)「貸切バス事業者安全性評価認定制度」は、貸切バス事業者全てが認定に向けて取り組むことが出来るよう啓発・周知し、貸切バスの信頼性の更なる向上を図ります。

本制度は令和 7 年度申請から「令和 6 年度の取組状況を評価する新たな審査基準」となり五ツ星認定が最高位となりました。今後も本制度の PR に鋭意取り組むこととし、旅客が安心して利用できる貸切バスを目指し、コンプライアンスと安全性の向上を図ります。

- (2)貸切バスの運賃・料金制度は、物価の高騰や運転手不足対策で運転者の待遇改善に対応するよう、令和 5 年に引き続き、令和 7 年 9 月に公示運賃の見直しが行われました。今後も 2 年毎に見直しを行うことから、令和 9 年の秋を目途として公示運賃の見直しが予定されています。

次回の公示運賃の見直しにあたり、令和 7 年 6 月より国への原価報告書の提出が義務化され、今後はこれを基に運賃の見直しが行われることになったことから、国土交通省と連携し原価報告書による報告を促進して行きます。

### 4. 環境対策の推進

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、日本バス協会と共に次の諸活動を行います。

- (1)「バス事業における低炭素社会実行計画」に基づく諸対策を推進します。
- (2)「自動車点検整備推進運動(9月)」から「エコドライブ強化月間(11月)」の3か月間を「バスの環境対策強化月間」として強力な運動を展開します。
- (3)カーボンニュートラルの実現に向けて EV バス等の導入促進に向け、令和 7 年度補正予算で措置された EV バス等導入助成補助事業について、事

業者への活用を促すための情報提供に努めるとともに、関連設備の整備を含めた補助制度の拡充や税制面での優遇を求めています。

## 5. 交通バリアフリー対策の推進

バス事業者は、厳しい経営状況の中、高齢者や障害者の移動円滑化を促進するバリアフリー関係法令への対応に努めていますが、令和6年4月からは障害者差別解消法に基づき、障害のある人への合理的配慮の提供が義務付けられるなど、対応が複雑化しています。こうした状況に対応するため、関係法令や制度の周知に加え、日本バス協会と連携して、国に対し車両の整備や停留所環境の整備のほか、障害者への接遇・介助の基本を習得する研修受講等を促すための財政的支援含め様々な支援を求めています。

## 6. インバウンドの振興

令和7年の訪日外国人旅行者数は、日中関係の影響があるなかで、円安を背景に前年比15.8%増の4,268万3,600人となり、令和6年の3,687万人を上回って過去最多を更新しました。訪日外国人客数が4,000万人を超えるのは初めてであり、インバウンド市場は回復局面を超え、拡大フェーズに入ったといえます。

インバウンドの振興は少子化が進展している中で、地域経済活性化の有力な手段であります。新型コロナウイルス等の感染症対策を緩めることなく、便利で利用しやすいバスサービスの提供、多言語への対応、鉄道・バス等の旅行需要への対応・Wi-Fi整備・定期観光バスの振興等を重点目標とした「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」（日本バス協会策定）の周知・啓発を一層進め、バス利用の拡大に繋がるよう努めます。

## 7. 人材確保と働き方改革への対応

- (1)乗合バス、貸切バスともに、依然として深刻な運転者等の不足が続いています。そのためバス事業者は、運賃改定の実施等を行い、待遇改善に努めるとともに、高齢者の活用のほか若者や女性の雇用促進といった取組にも力を注いでいます。

日本バス協会では、運輸事業振興助成交付金事業（中央事業）として、「女性活躍のための環境整備支援事業」を令和8年度も継続します。

さらに大型二種免許取得や就職説明会開催への支援、女性の雇用促進やカスタマーハラスメント対策等職場環境の改善にかかる国の補助事業について会員事業者への周知徹底を図り、利用促進を図ります。

- (2) 深刻化する運転者不足を受け、海外にいる外国人が我が国でバス運転業務に就くことができるように、特定技能 1 号にバスを含む自動車運送業が追加され、希望する事業者はこの新たな特定技能制度を活用して外国人運転手を受入れられるようになりましたが、先行他社の情報収集、制度理解の促進、会員事業者への積極的な情報提供に努めます。
- (3) 日本バス協会が令和 6 年 9 月策定したカスタマーハラスメント（カスハラ）に対する基本方針の会員事業者への周知にさらに努めて、会員事業者の取組状況や効果等の把握を行うとともに、バス運転者に過度なストレスが加わることにより、安全輸送にも悪影響を及ぼしかねないカスハラ行為の撲滅に向け、引き続き社会への周知徹底に取り組みます。
- (4) 改正改善基準告示の施行（令和 6 年 4 月）から約 2 年が経過し、実運用における課題が明らかとなってきています。日本バス協会は、実態の把握や現場の声等もよく聞き、関係省庁に対し、柔軟な運用を求めていくとしております。適用後 3 年を目途に、実態調査の設計等を含め、見直しに向けた検討を開始するとの告示施行時の厚生労働省の方針の時期も近づいていることから、バス事業者が今後も地域路線や観光輸送を維持できるよう、引き続き関係機関等への働きかけを行っていきます。
- (5) 自動車運送事業における運転者不足の対応策として、長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証する「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）」を日本バス協会と連携し、適宜、会員事業者へ周知・啓発します。

## 8. 広報活動の推進

- (1) ホームページを活用しバス事業者へ情報提供するとともに、広く一般利用者に対し、当協会の活動状況やバス事業の現状等について情報を提供します。また、情報内容の拡充及び更新を逐次実施し、より良い広範な情報提供を目指します。
- (2) 9 月 20 日の「バスの日」行事等や各種会議等を通じて、広く県民に対しバス事業の公共性・安全性について広報を図っていきます。

以上、令和 8 年度事業計画の実施にあたり、資金の借入れ及び設備投資の予定はありません。

運輸事業振興助成交付金特別会計  
令和8年度事業計画

---

## ○事業計画

### 1. 富山県バス協会の実施事業について

- ・「施設整備等に対する助成事業」（公共交通事業者）
  - ーバス停留所、停留所標識、その他路線バス事業関連施設整備等への助成事業
- ・「安全運行対策事業」
  - ー運転者適性一般診断・初任診断・適齢診断・カウンセリング、運行管理者基礎講習・一般講習、整備管理者講習、運転者・管理者の教育研修（安全教育研修会・クレフィール湖東・中央研修所）、運輸安全マネジメント講習、優良従業員表彰式等の事業、乗合貸切合同委員会開催
- ・「人と環境にやさしいバス普及事業」
  - ーエコドライブ管理システム・ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ・27年度燃費基準達成車・ノンステップ・リフト・スロープ・EV等各バスの普及事業
- ・「バス活性化対策事業」
  - ーバスの日行事（乗り方教室等）
  - ー貸切バス事業者安全性評価認定制度申請助成
  - ー貸切バス適正化事業負担金助成
  - ー運転者教育訓練助成

### 2. 日本バス協会中央事業について

- ・「バス利用者施設等整備事業」
- ・「バス利用促進広報及びイベント事業」
- ・「運転者人材確保対策事業」
  - ーバス運転手の大型二種免許取得養成助成事業
  - ー運転手人材確保のための取組事例に対する助成事業
  - ー外国人バス運転手の大型二種免許取得養成助成事業
  - ー女性活躍のための環境整備支援事業